



税制上の優遇措置

1 所得税

平成24年4月1日以降の寄附は、所得控除に代えて税額控除を選ぶことができるようになりました。

(1) 所得控除

寄附金控除 = [その年に支出した特定寄附金の合計額 - 2千円]

注：控除できる特定寄附金は、その年の年間所得の40%が限度です。

(2) 税額控除

税額控除 = [その年に支出した寄附金の合計額 - 2千円] × 40%

注：控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。

注：控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※ 控除を受けるためには確定申告が必要です。勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除・税額控除を受けることはできませんのでご注意ください。

※ 申告にあたって必要な書類

- ・ 当委員会が発行した領収書
- ・ 寄附金控除の適格団体であることの証明書又は認定証の写し
- ・ 税額控除を選択する場合は計算明細書

2 個人住民税

寄附金控除 = [寄附金額 - 2千円] × [4% (県民税) + 6% (市町村民税)]

注：上限額は、年間所得の30%までとなります。

※ 所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

※ 都道府県と市区町村の条例の指定が必要となるので、個々に確認する必要があります。(岐阜県は指定済みです。市町村については個々に確認してください。)

3 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

※ 相続税の申告期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。それまでに寄附された財産の相続税が非課税となります。

※ 非課税の扱いを受けるに必要な書類

- ・ 当委員会が発行した領収書
- ・ 寄附金控除の適格団体であることの証明書 (お早めにご相談下さい。)

4 法人税

特定公益増進法人に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができます。

(1) 資本金等を有する法人

損金算入額 = [資本金等の額 × (当期月数/12) × 0.375% + 所得金額 × 6.25%] × 1/2

(2) 資本金等を有しない法人

損金算入額 = 所得金額 × 6.25%

※ 確定申告にあたって必要な書類

- ・ 当委員会が発行した領収書
- ・ 寄附金控除の適格団体であることの証明書
- ・ 寄附金の損金算入に関する明細書

税金のお問合せについては、最寄りの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい

緑の募金・岐阜県緑の基金顕彰制度



感謝状贈呈基準

一定額以上のご寄附をいただいた場合、次の贈呈基準に基づき、寄附金の額に応じて農林水産大臣、林野庁長官、公益社団法人国土緑化推進機構理事長、岐阜県知事及び公益社団法人岐阜県緑化推進委員会会長からの感謝状を贈呈させていただきます。

緑の募金

| 区分 | 農林水産大臣 感謝状 | 林野庁長官 感謝状 | 国土緑化推進 機構理事長 感謝状 | 岐阜県緑化推 進委員会会長 感謝状 |
|----|---------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 個人 | 500 万円以上 | 100 万円以上 500 万円未満 | 30 万円以上 100 万円未満 | 10 万円以上 |
| 団体 | 1,000 万円以上 | 200 万円以上 1,000 万円未満 | 50 万円以上 200 万円未満 | |

岐阜県緑の基金

| 区分 | 岐阜県知事 感謝状 | 岐阜県緑化推進委員会 会長感謝状 |
|----|----------------------|---------------------|
| 個人 | 100 万円以上 200 万円未満 | 10 万円以上 |
| 団体 | 200 万円以上 の私財 | |

- ※ 1 同一の個人又は団体から同一年度内に 2 回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額となります。
- 2 同一の個人又は団体から 2～3 年間連続して寄附があった場合には、2～3 年目の寄附の額はその合計額となります。（岐阜県緑化推進委員会 会長感謝状は除く）
- 3 農林水産大臣感謝状については、当該寄附により紺綬褒章を受章された方（申請中を含む）は対象となりません。
- 4 個人の集合体である職場が寄附を行った場合又は職場と職場を統括する団体とが共同して寄附を行った場合（職場から寄附の額が当該寄附の額の 5 割以上の場合に限る）には、個人の基準を適用します。
- 5 上記 2 に基づく感謝状の贈呈は、当該 2～3 年の間において、区分ごとに 1 回に限ります。

表彰状贈呈基準

緑の募金

| 区分 | 国土緑化推進機構理事長表彰状 | 岐阜県緑化推進委員会会長表彰状 |
|----|---|---|
| 個人 | 岐阜県緑化推進委員会会長表彰の要件を満たし、緑の募金運動の推進に特に多大な貢献をしている者 | ①緑の協力員等でその功績が顕著で他の模範であると認められる者 ②緑の募金従事者で、募金事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる顕著な功績を挙げている者 |
| 団体 | 岐阜県緑化推進委員会会長表彰の要件を満たし、緑の募金運動の推進に特に多大な貢献をしている者 | ①地域（地区）及び団体でその功績が顕著で他の模範であると認められる者 ②緑の募金従事団体で、募金事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる功績を挙げている者 |

岐阜県緑の基金

| 区分 | 岐阜県緑化推進委員会会長表彰状 |
|----|---|
| 個人 | 緑の基金造成事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる顕著な功績を挙げている者 |
| 団体 | |